

日本科学者会議
福岡支部ニュース
No. 287
2024年8月20日発行

●日本科学者会議事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15

Tel: (03) 3812-1472

●福岡支部事務局

〒813-0021 福岡市東区みどりが丘 3-11-5

小早川義尚 気付け

<E-mail> fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp

<郵便振替> 福岡 01790-1-5576

<支部HP> <http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/index.html>

目次	ページ
1 第4回 JSA 福岡支部談話会 (6/30) の報告 「モンティ・ホール問題について」	1
2 原水爆禁止世界大会 2024 科学者集会 (7/27) の報告	2
3 福岡核問題研究会例会 (7/20) の報告 「核のゴミ地層処分～玄海町は地層処分に適するか？」	4
4 <エッセイと討論のための広場 No. 2> 「旧優生保護法違憲判決と生殖医療技術」	6
5 例会等の案内	8
5-2 『日本の科学者』9月号 読書会 (9/9) <特集> 「AI とジョブ型雇用」 & 「工業的農業からの転換が創り出す 次々世代の食と農」	
5-3 『日本の科学者』10月号 読書会 (10/14) <特集> 「大学教員・研究所職員の雇用と労働」	
6 (追悼) 村上陽三先生を偲んで	8

1. 第4回 JSA 福岡支部談話会 (6/30) の報告

<第4回 JSA 福岡支部談話会>

日時:2024年6月30日(日)10時00分～12時00分 (Zoomによるオンライン会議)

話題:「モンティ・ホール問題について」

話題提供:押川元重氏

<報告>

5月12日に開催された支部定期大会の活動方針の中に、「支部ニュースに会員の投稿記事も掲載していく」ことが示され、「エッセイと討論のための広場」というコラムが支部ニュースに連載されること

になった。福岡支部ニュース No.286(6月21日発行)に、そのコラム No.1として、会員の押川元重氏の「モンティ・ホール問題について」が掲載された。そして、この記事が話題として第4回福岡支部談話会(オンライン)が開催された。この「モンティ・ホール問題について」についての説明は、押川氏による支部ニュースの記事(支部ホームページにも掲載)に詳しく書かれているので、そちらを参照していただきたい。以下、簡単に「問題」を紹介する。アメリカのテレビのクイズ番組で番組司会者が、番組参加者の1人に「3つの箱の1つに車が入っているので、1つ選んでください。」という。指名された参加者が1つの箱を選んだあとで、司会者は、選ばれなかった2つの箱の1つの箱を開けて、中に車が入っていないことを示し、参加者に「選んだ箱と、まだ開けていない箱を取り換えてもよいがどうするか？」と尋ねるが、参加者は交換を望まなかった。参加者の選んだ箱を開けると、車は入っていなかった。司会者は「実は箱を交換した方が、車が入っている確率が交換しない場合の2倍であったのです。」と言った。この最後の司会者の言葉が間違っているのではと、高名な学者を含めて議論となった。

結論として、司会者の言ったことは正しいのだが、「箱を交換してもしなくても確率は変わらないのでは」と考える方も多いと思う。

押川氏は、この「問題」を確率の問題として一般化した枠組みの中で取り扱い、制限のある情報と制限のない情報の違いに注目する必要であると説明された。上の問題の場合、制限された情報とは、参加者が選んだ箱は開けることができず、開けて車がなかったことが確認された箱は、選ばれなかった2つの箱から取り出された箱であるということである。そして、その制限を条件とする条件付き確率を用いて情報処理することにより正しい確率が計算されることになる。懇談会では、このことを簡単な数式と図を用いて丁寧に説明された。さらに押川氏は、この「問題」の箱の数や選ぶ個数、交換する個数などを変えた拡張した「問題」を考案されて、その場合の交換した場合、しない場合の確率について解説された。これらの確率の問題の考え方は、制限された情報は条件付き確率で情報処理するという全体と部分の整合性がもたれる。一般的に物事を思考する哲学が軽視されている今、あらためて全体と部分について考えることの重要性を強調された。討論では、「モンティ・ホール問題」をめぐる確率の議論のみならず、昨今の学問、数学論、教育論にも話題が広がり、参加者は6名と少なかったが議論は盛り上がり、楽しい懇談会であった。

蛇足となるが、報告者が「モンティ・ホール問題」を知ったのは、つい最近で本懇談会の3か月前に朝日新書の「宇宙する頭脳 物理学者は世界をどう眺めているのか？」(須藤靖著)を購入し、その中に「人生に悩んだらモンティ・ホール問題に学べ」という章を読んで、初めて知りえた。著者の須藤氏もこの「問題」の正解に戸惑い、最初は、「箱を交換してもしなくても確率は変わらないのでは」と考えたそうだ。この著書で得られた情報を補足すると、1963年から1977年まで放映されたアメリカのテレビ番組「Let's Make a Deal」で行われたのがこの「問題」の原型となったゲームで、その番組の司会者がモンティ・ホールである。そしてこの「問題」が全米で大きな話題となったのは、雑誌「Parade」の名物コラム「Ask Marilyn」が発端で、1990年に読者からのこの「問題」についての質問に「変更した方が、車が当たる確率は2倍になる」とコラムニストのマリリン・ボス・サバントが“正しく”回答した。しかし、この回答に対して最終的に1万通を超える反論の投書が寄せられ、しかも数学者も巻き込んで論争となった以降、モンティ・ホール問題とよばれるパラドクスとして広く知られるようになったそうである。

(報告者:出口博之)

2. 原水爆禁止世界大会 2024 科学者集会(7/27)の報告

今年の原水爆禁止世界大会・科学者集会は「ビキニ被災 70 年から被爆 80 年へ 核兵器禁止条約への日本政府の参加を求めて」をテーマに、7月27日、静岡大学の対面会場とオンライン参加をハ

イブリッドして開催されました。集会では、70年前のビキニ水爆実験の被災を中心とした2つの講演と「ビキニ被災70年から被爆80年へ～非核日本キャンペーンの意義～」と題した原水爆禁止静岡県協議会理事長・木藤 功氏の講演があり、参加者50余名による討論、「原水爆禁止世界大会2024 科学者集会アピール」の採択が行われました。また、集会の前後には動画「焼津市歴史民俗資料館『第五福竜丸被災70年特別展』を訪れて～静岡大学生2人が学芸員とともに第五福竜丸被災について学ぶ～」の放映も行われました。

最初の講演は、高橋博子氏(奈良大学文学部教授)による「ビキニ水爆実験被災の現代的意味と課題～隠され続けるグローバルヒバクシャ/隠され続ける核被災文書～」と題する講演でした。高橋氏は、演題にもあるように「隠され続けた」文書を主にアメリカの公文書の公開・閲覧を求め、アメリカとそれに協力する戦後日本政府による原水爆に関する情報を探る中から明らかになってきたアメリカの原水爆の研究・開発の実態の一部を紹介されました。

講演の最初に公文書の保管の重要性を、アメリカの米国立公文書館(NARA)の設立趣意(次の囲み)を紹介し、合わせてそこにある碑に刻まれている「自由と民主主義の下では、市民は監視される対象なのではなく、政府こそが監視される対象である。」ことを示す「永遠の監視は自由の代償 (Eternal vigilance is the price of liberty)」との碑文を示して強調されました。また、合わせて日本国憲法21条や1791年に成立したアメリカの「信教・言論・出版・集会の自由、請願権」との関連における重要性も提示されました。

NARA (NATIONAL ARCHIVES AND RECORDS ADMINISTRATION) は、人々が記録遺産から発見し、それを使用し、学ぶことを保証するため、私たちの政府の文書を保護し保持することによってアメリカの民主主義に仕えます。私たちは、アメリカ市民の権利と政府の活動についての、本質的な記録に継続的にアクセスすることを保証します。私たちは民主主義を支援し、市民教育を推進し、私たちの国の経験についての歴史的な理解を促進します。

以下に、高橋氏の講演で提示された資料の1例を挙げておきます。

米原子力委員会生物医学問委員会議事録より：

メル・アイゼンバッドの発言 1956年1月13日・14日

近い将来に向けて考えていることがいくつかあるので、そのいくつかを紹介したい。

・ウトリック環礁は、3月1日の被爆から最も遠い環礁で、初約15レントゲンの被爆を受けた人々が避難し、その後戻ってきた。

・その島で生活していた人たちは、現在では安全に生活しているが、世界で最も汚染された場所である。

・今、その島は安全に住めるようになったが、世界で最も汚染された場所であり、環境データ、1平方マイルあたりどれくらいなのか、どのようなアイソトープが関与しているのか、また、多くの人間の床から食品の変化のサンプルを採取し、汚染された環境で生活する際に人間が取り込む量を測定することは非常に興味深い。

・このようなデータはこれまでなかった。これらの人々が欧米人のような文明的な生活をしていないことは事実だが、それでも、これらの人々がネズミよりも私たちに似ていることもまた事実である。というわけで、この冬はこの調査を行う予定である。

高橋氏は、このような「隠された資料」を提示しながら、核開発の過程で行われた様々な非人道的な所業を指摘して、ビキニ水爆実験被災のより詳細な実態を解明してゆくことの重要性を強調されました。

間間元氏(静岡県保険医協会・生協きたはま診療所)の講演は、「ビキニで被災した漁船員被害の

広がりとその後の調査」と題し、ビキニでの被災が第五福竜丸以外に、また漁船に限らずいかに広範囲に広がっていたのかを詳細な資料を載せたレジメを基に詳しく紹介されました。また、「ビキニ事件はなぜ忘れられていったか」という考察の中で以下のような問題点(配付資料の要約を上げておきます)を指摘されました。

- ・ビキニ事件当時、まだ放射線被ばくによる人体の長期的影響は十分にわかっていなかった。

- ・ビキニ被災は、主として体内に吸収されて生じる内臓被曝という点に特徴がある。福竜丸以外の被災船員には一見してわかる傷害があったわけではないので、無視されても抗議の声は上げられなかった。

- ・米国にとっては太平洋での核実験に支障があってはならず、国内では漁業への影響、魚が売れなくなるという事態が焦眉の問題であった。そのため、見舞金という形での早い政治決着が急がれ、決着と同時に国民の関心は急速に冷めてしまった。

- ・三崎港や清水港以外の漁港には海員(労働)組合もなく、若い被災船員たちの雇用条件も前近代的な雇用制度(一船一家主義)の下であって、魚が売れなくなるとは困るという船主の意向も強く、自分の被災体験を話すこともタブーとなってしまった。

- ・1957年には原爆医療法が成立した当時、立法に奔走した議員の原案には原爆被爆者と並んで「過去における水爆実験、将来における水爆実験等による被災者」も対象に挙げられて

いた。しかし当時の対米関係を重視する国内政治の状況からこの部分は早々と削除されてしまった経緯があった。

- ・同時期に始まった政府の原子力開発計画の中でも、人体への放射線影響の問題はあまり

重視されていなかった。ビキニ事件3年後の1957年5月には日本原子力委員会に放射能調査専門部会が設置され、2年後の1959年5月に部会の編集で「放射能調査の展望」が公刊された。しかし、その後部会は開店休業状態になり1972年に廃止されている。日本の科学技術史の中で、核実験被害者の健康調査という視点がなぜ欠落してしまったのか、検証すべき問題である。

- ・2013年になって研究者や報道関係者の請求によって開示された米国の国立公文書館のファイルから、米国原子力委員会も多くの被災漁船・船舶があったことを把握していた証拠が見つかったが、長い間こうした事実は隠されていた。被災船員が「忘れられた」のではなく、「忘れることを要求された」とみるほかはない。

指摘された問題点の最後の点に関する内容が、前述の高橋氏の講演の基となっています。

講演の最後は、原水爆禁止静岡県協議会理事長・木藤 功氏の「ビキニ被災 70年から被爆 80年へ～非核日本キャンペーンの意義～」と題した訴えで結ばれました。全体討論の後、「原水爆禁止世界大会 2024 科学者集会アピール」の採択をして集会は終わりました。

(報告者:小早川義尚)

3. 福岡核問題研究会例会(7/20)の報告

本年5月に玄海町長が原発から出る高レベル放射性廃棄物(以下、核のゴミ)の文献調査受け入れを表明したことで、核のゴミの地層処分の安全性について関心が高まっている。地質学の専門家である角縁進氏にこの問題について、ZOOMによるオンライン講演会をお願いした。このオンライン講演会には関心のありそうな人々にもメールを通して案内したこともあり、当日は30名を超える参加があった。

角縁氏は、2023年10月に地層処分に関する声明文「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない～現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を～」(注1)の呼

びかけ人の一人である。同声明では、地殻変動が活発である日本では核のゴミを安定的に保存できる場所を選定できないとして、地球科学を専門とする 300 名を超える研究者・技術者・教育者が核のごみの地層処分の抜本的見直しを求めている。

<福岡核問題研究会>

日 時：7月20日（土）10:00~12:00

講 演：「核のゴミ地層処分～玄海町は地層処分に適するか？」

講演者：角縁 進 教授（佐賀大学）

政府が核のゴミを地層処分すると決めたのは、2000年5月に国会で制定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」による。地層処分を行う事業主体として原子力発電環境整備機構（NUMO, Nuclear Waste Management Organization of Japan）が設立された。NUMOの計画では、最終処分施設建設地の選定は以下の調査を踏まえて進めていくという。①文献調査等により2007年頃に概要調査地区を選定、②概要調査地区のボーリング調査を行い2010年頃に精密調査地区を選定、③精密調査地区に地下施設を設置して地層を直接調査して2025年頃に最終処分施設建設地を選定。

これらの3段階の調査の後には、安全審査の実施や処分施設の建設があり、NUMOの計画は大幅に遅れており、最終処分の開始がいつのことになるか分からない。

NUMOは5月31日に「佐賀県東松浦郡玄海町 文献調査計画書」（以下、文献調査計画書）（注2）を発表した。2017年に経済産業省が公表した「科学的特性マップ」では、玄海町付近は石炭が埋蔵されており最終処分には「好ましくない地域」としているが、文献調査計画書では一つの文献（注3）を引用して、その石炭が埋蔵されている地域は玄海町南部のほんの一部であるとしている。しかしNUMOは、玄海町が佐世保炭田に含まれると明示した文献（注4）については、まったく無視している。

火山や活断層などのリスクは処分施設の安全性に直接的に関わる。火山や活断層の近傍では最終処分地には適さないのは当たり前である。北波多村（現在は唐津市に合併、玄海町から15kmの距離）には、枕状玄武岩が見つまっている。この玄武岩はK-Ar年代測定法では、182万年前と249年前であったという。これは、第四紀（260万年前から現代）に火山活動があったことを示している。

以上、玄海町は石炭層が分布しており、さらに第四紀に火山活動があったところから玄海町が15km以内にあることから、核のゴミの地層処分には不適であると角縁氏は最終的に結論された。

（注1）<https://cnic.jp/50160>

（注2）https://www.numo.or.jp/press/20240531_bunken_keikakusyo_genkai.pdf

（注3）「日本鉱産誌 V-a 石炭」（地質調査所編纂、1960年）

（注4）「日本地方鉱床誌」第9巻 九州地方（朝倉書店、1961年）

（報告者：三好永作）

4. <エッセイと討論のための広場 No.2> 「旧優生保護法違憲判決と生殖医療技術」

7月3日、旧優生保護法（1948年成立、1996年「最終改正」としての母体保護法になる）によって様々な障がい等を理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決において、最高裁判所大法廷は、「本件規定（旧優生保護法）は、憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべきである。そして、以上に述べたところからすれば、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である（判例列記）。」（下線は判決文に付されていたもの）と旧優生保護法が違憲であるとの判断を示しました。今でこそ多くの方は「強制を伴う優生政策」というものは、人間の間に「分断」を生み出す「誤った政策」と捉えていると思います。そして、多くの日本国民はこの判決を支持していると思います。

しかし、この旧優生保護法は、1947年に施行された現行の日本国憲法の下、1948年に議員提出の法案として戦後の普通選挙で選出された衆議院議員（日本社会党、日本自由党、民主党、国民協同党、日本農民党、日本共産党、諸派・無所属）の全員一致で可決されたものです。その背景は複雑です（参考文献1）が、19世紀後半から西欧諸国に起こった「優生学」の「成果」の社会実装として欧米各国で優生政策関連の法が制定・施行されていた状況にあったことは確かでしょう。

19世紀後半から20世紀前半にかけての優生学の誕生とその社会実装としての各国の優生政策の実施の背景には、19世紀後半から20世紀にかけての進化学(論)、社会進化論（社会ダーウィニズム）、遺伝学の進展との関わりが指摘されています（参考文献2）。そこでは、生物について提唱された「進化」という現象を「進歩」という概念と結びつけて考えるか否かが一つの鍵となります。例えば、進化学の進展に寄与した著名な統計学者であるピアソンやフィッシャーは優生学を優生政策として推し進めることに寄与したとされています。当時の遺伝学は遺伝子と形質の関係も曖昧なものでした。それにもかかわらず、ダーウィンが「種の起源」の中で自然選択による進化を傍証するために詳細に議論した作物や家畜・家禽の人為選択による品種改良の方法をヒトに適用し、人類から好ましくない形質を取り除き、好ましい形質を持つ個体を増殖させるべきであるという考えが出てくることは、科学的知識を人類の繁栄のために利用するという産業革命以降の当然とされる思考から導かれたものとも考えられます。しかし、そこには科学者の自らの研究成果や知見についての「奢り」や自分の価値観への盲信が入り込む隙は常にあると考えられます。もちろん、一方で、当時の各国の支配階層(階級)の思惑が強く反映されていたことも否めません。

とは言え、第二次世界大戦後の社会における様々な人種差別・女性差別・障がい者差別等の差別の撤廃、人権意識の向上が進む中で、強制を含む優生政策は各国の政策から消えて行きます。同時に、20世紀後半からは生命科学の時代と呼ばれることもあるように、それまで未知であった遺伝子の実体がDNAであることが証明され、1953年にはその二重らせん構造がワトソンとクリックによって解明され、その後20年足らずの間に遺伝子DNAの構造・複製の機構・発現の仕組みが明らかになり、1973年には遺伝子組換え技術が生まれます。こうした生命科学の進展は、物理化学的な解析技術の進展と得られた膨大な遺伝情報(DNAの塩基配列情報)を処理・解析するコンピュータと情報処理技術の発展によってますます加速されつつあります。もちろん、この分子遺伝学以外の生命科学の分野の進展も同時並行的に加速されて行きます。ヒトも含む動物の生殖・発生についての科学的知見・技術の進展も例外ではなく、それは人間自身に対しては生殖医療技術の発展として現れています。

そこでのキーワードの一つは、「出生前診断」です。日本における戦前の国民優生法や戦後の優生保護法は強制を伴う優生政策でしたが、強制的措置を受けたのは子供・成人でした。しかし、

参考文献1には、優生保護法に胎児条項（胎児の段階において「障がい」の兆候が確認された場合に、胎児を中絶することを合法化する規定）を取り入れる改正を進めようとした優生政策を進めようとする医学者等の運動のあったことが紹介されています。これは、優生政策の1つの眼目である「人類から好ましくない形質を取り除く」との目的のために、遺伝的継承が疑われる障がいのある個人に対する避妊・断種処置を行うことだけに留めず、胎児の段階でその個体ごと「取り除く」ことを可能にする（1970年代のことですから、さすがに強制という規定を設けるような提案はなかったと思います）考えと捉えられます。

では、「出生前診断」の技術の現状はどうなっているのか。現在、行われている非侵襲性出生前遺伝学的検査 NIPT（non-invasive prenatal genetic testing）について出生前検査認証制度等運営委員会（日本医学会内に設置、厚労省も参画）のホームページに掲載されているデータを紹介します。なお、詳しくは説明しませんが、NIPTとは、胎児のDNA断片が胎盤を通して母体の血液に混じり込むこと（この知見自体も新しい発見です）に注目して、母体の血液をサンプルに、ゲノム生物学の進展による成果（ヒトゲノムのデータベース）とそれを支えたDNA塩基配列解析技術を利用して、胎児の染色体数の異常を検査しようという技術です。

2013年から2021年3月までの8年間にNIPTコンソーシアムで行われたNIPTの検査数は101,218件、陽性は1,825件（#13,#18,#21の3種類の染色体トリソミーの合計）、羊水検査によって最終的にダウン症であることが確定した人の数は1,034人、そのうち妊娠継続を選択された方が38人、子宮内で赤ちゃんが亡くなった方が97人、妊娠継続をあきらめた方が899人となっています。

こうした現状について先に紹介した文献1で著者の横山氏はその副題にもあるように「自発的優生学の系譜」として議論しています。少し長いですが論文の「おわりに」の部分にある関連する箇所を以下に引用します。

「そもそも戦前来の優生結婚で流布された遺伝理解は、「優生思想」や「命の選別」といったレッテル貼りなど到底リアリティを感じさせぬほど、社会に浸透し受け入れられてしまっている。優生学論者は優生学を導入した時期から1970～80年代に至るまで国家や民族の優生化を唱え続けた。その手段に婚姻忌避、避妊、中絶もあったが、個々人の自発性という回路がなければ、成立しえない。人々には「遺伝病」への戒が刷り込まれ、国家や民族のためを考えずとも、優生学論者の意図した行動を自発的にとったであろう。その影響は、今日では大半の人々は、優生結婚で重視された血族結婚を避け、妊娠時に酒やタバコを控えるのを当然視するなどのかたちで残っている。「優生思想」の批判者たちがこの状況を否定したのを、筆者は見たことがない。」（下線は小早川）

下線を付した「戦前来の優生結婚で流布された遺伝理解は、・・・社会に浸透し受け入れられてしまっている。」、「人々には「遺伝病」への戒が刷り込まれ、国家や民族のためを考えずとも、優生学論者の意図した行動を自発的にとった」という現状認識への評価は置くとしても、人々に「遺伝病」への戒をすり込む過程に、医学者・科学者がどのように関与していたか（その状況についてもこの論文に記載されています）を集团的に考察することは、「日本の科学の自主的・民主的発展につとめ、その普及をはかります」と会の目標の最初に掲げている日本科学者会議のメンバーが求めていることではないかと思えます。

なお、2重の下線を付した「血族結婚を避け、妊娠時に酒やタバコを控えるのを当然視する」ことを優生学論者の意図の影響と捉えることには、いささか違和感があります。近系交配の忌避は多くの哺乳動物に認められる配偶行動で、ヒトが人間となる以前から持ち続けた行動形質だろうと考えられます。また、妊娠中の母体の飲酒・喫煙が胎児の個体発生に阻害的影響を与えることは医学・生命科学の研究によって明らかにされたことですが、その研究成果に注意することは、我が子の健やかな誕生を求める親の偽らざる願いによるものと考えれば良いことかと思えます。

もっと、短く書くつもりが、長くなりすぎました。最後に優生思想の「好ましい形質を持つ個

体を増殖させるべき」と考える側面との関連で、現在その研究と技術開発が急速に進みその社会実装がヒト以外の生物（作物や養殖魚、さらには臓器移植用のブタ）を対象に崩壊的に進みつつあるゲノム編集技術の利用には注目しておく必要があることを、自戒も込めて、一言ふれておきます。

文献1: 横山尊「出生前診断の歴史と現在 - 自発的優生学の系譜」日本健康学会誌 87(4), 2021年, pp.139-160. https://www.jstage.jst.go.jp/article/kenko/87/4/87_139/_pdf/-char/jaでオープンアクセス可

文献2: 千葉聡「ダーウィンの呪い」講談社現代新書 2023年

(小早川義尚)

5. 例会等の案内

5-1 『日本の科学者』9月号 読書会

日時: 2024年9月9日(月) 14:00~16:30

場所: ふくふくプラザ401研修室(福岡市中央区荒戸3-3-39)

内容: 『日本の科学者』9月号<特集>「AIとジョブ型雇用」&「工業的農業からの転換が創り出す次々世代の食と農」

5-2 『日本の科学者』10月号 読書会

日時: 2024年10月14日(月) 14:00~16:30

場所: ふくふくプラザ604研修室(福岡市中央区荒戸3-3-39)

内容: 『日本の科学者』10月号<特集>「大学教員・研究所職員の雇用と労働」

6. (追悼) 村上陽三先生を偲んで

(本会会員村上陽三氏が逝去されました。会員より追悼文が寄せられましたので、掲載します。)

<村上陽三先生を偲んで>

この度、村上陽三先生ご逝去の報に接し、非常に大きな驚きを覚えるとともに、未だに信じられない思いであります。

村上先生に初めてお会いしたのは50年ほど前のことでした。私が久留米大学に助手として勤務し、九州大学農学部の昆虫学教室の大学院生向けのセミナーに顔を出させていただいたときに、生物的防除研究施設助教授(1989年同教授)としてご指導いただいた。その後河内が九州大学農学部の学位論文提出にあたって、村上陽三先生が「正に手とり足とり」ご指導頂いたのです。誰も知った人のいない九州・久留米での助手生活になじむことができたのは、今思い返すと村上先生の温かいお人柄があったからではないかと思えます。

心よりご冥福をお祈りするのみです。合掌

2024年8月15日 河内俊英